

産業廃棄物（又は一般廃棄物）処理施設軽微変更等届出書について

- 提出部数は**2部**です。（1部（正）の添付書類には原則として、原本を添付してください。1部（届出者の控え用）は、コピーでも可です。）
- 複数の処理業や処理施設について同時に変更の届出をする場合は、1つの届出書（正）に原本が1部添付されていれば、その他の届出書（正）の添付書類はコピーでも可です。
- 郵送で届出する場合、返信用切手を貼付し返送先を記入した封筒を同封してください。
- 各種証明書については、発行後3か月以内のものを添付してください。
- 軽微変更等届出書は、廃棄物処理法（以下「法」という。）施行令第7条に規定される処理施設（以下「法許可対象施設」という。それ以外の処理施設については、以下「法許可対象外施設」という。）の軽微な変更・廃止・休止・再開をしたとき、又は環境省令で定める事項に変更があったときに遅滞なく提出するよう法で定められていますので、変更等を行った場合はすみやかに届けてください。
※変更内容によっては事前に 変更許可の申請 等が必要となる場合がありますので、処理施設の構造等を変更する場合は、大分市環境部廃棄物対策課 までご相談ください。
- 産業廃棄物処理施設の設置・変更許可証については、処理能力の変更等により書換えを行う場合を除いて、原則として許可証の書換えを行いませんが、法人の商号・住所等の変更により書換えを希望される場合は、書換えを行います。書換えを希望される場合は届出時に申し出てください。許可証書換えの場合は、新しい許可証を受け取り後、旧許可証（原本）を返却してください。（先に旧許可証を返却してもかまいません。）
- 住民票、「登記されていないことの証明書」、法人登記簿謄本等の公的機関が発行する証明書については、原則として原本を届出書（正）に添付する必要がありますが、原本を添付のうえ、そのコピーを添付することにより、市が原本照合を行い、適正と認めた場合は原本を返却します。原本照合により原本の返却を希望される場合は、届出時に申し出てください。
- 軽微変更等届出書には下記のとおり、変更・廃止等の内容に応じて必要となる書類を添付してください。

<名称（氏名）の変更>

- 軽微変更等届出書【様式第二十三号】
- 新旧対照表
- 法人登記簿謄本【履歴事項全部証明書】、定款又は寄付行為（届出者が法人の場合）
- 住民票（届出者が個人の場合）
- 現許可証（処理施設）の写し（許可証の書換えを希望される場合）

※法人の商号又は届出者個人の氏名の変更について。

<住所の変更>

- 軽微変更等届出書【様式第二十三号】
- 新旧対照表
- 法人登記簿謄本【履歴事項全部証明書】（届出者が法人の場合）
- 住民票（届出者が個人の場合）
- 現許可証（処理施設）の写し（許可証の書換えを希望される場合）

※法人の本店所在地又は届出者個人の住所の変更について。

※届出者が法人の場合、役員や株主等の住所の変更については届出不要です。

< 役員の就任・退任に係る変更 >

- 軽微変更等届出書【様式第二十三号】
- 新旧対照表
- 法人登記簿謄本【履歴事項全部証明書】
- 誓約書（新たに就任する役員がいる場合）
→申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない旨を記載した書類
- 新任役員の住民票（新たに就任する役員がいる場合）
- 新任役員の「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」（新たに就任する役員がいる場合）
→法務局発行の成年被後見人若しくは被保佐人でない旨の登記事項証明書【登記されていないことの証明書】
→成年後見人等に該当する場合は、「精神の機能の障がいの有無に関する医師の診断書」を提出して下さい。
- 現許可証（処理施設）の写し（代表者の変更により許可証の書換えを希望される場合）

< 5/100 以上の株主、5/100 以上の出資者、法定代理人、政令で定める使用人の変更 >

- 軽微変更等届出書【様式第二十三号】
 - 新旧対照表
 - 誓約書（新たに加わる者がいる場合）
→申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない旨を記載した書類
 - 新しい法人株主等の法人登記簿謄本【履歴事項全部証明書】（新たに加わる法人がいる場合）
 - 新しい者の住民票（新たに加わる個人がいる場合）
 - 新しい者の「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」（新たに加わる個人がいる場合）
→法務局発行の成年被後見人若しくは被保佐人でない旨の登記事項証明書【登記されていないことの証明書】
→成年後見人等に該当する場合は、「精神の機能の障がいの有無に関する医師の診断書」を提出して下さい。
- ※政令使用人の変更の場合、「雇用証明書」（要印）、業の権限を委任する旨の「委任状」（要印）、「組織図」を添付してください（様式は問いません）。

< 処理施設の位置、構造等に係る軽微な変更 >

- 軽微変更等届出書【様式第二十三号】
 - 新旧対照表
 - 設計計算書（処理施設の構造等に変更がある場合）
→当該処理施設の構造を明らかにする書類、図面等を添付してください。
 - 処理施設の維持管理に関する計画書（維持管理に関する計画に変更がある場合）
→当該処理施設の維持管理に関する計画を記載した書類を添付してください。
 - 現許可証（処理施設）の写し（許可証書換えの場合）
- ※処理施設の処理能力、位置、処理方式、構造・設備等の軽微な変更について。

< 処理施設の廃止・休止・再開 >

- 軽微変更等届出書【様式第二十三号】
 - 新旧対照表
- ※法許可対象施設の廃止、休止、又は休止中の施設の再開について。
※最終処分場の廃止の場合、当該最終処分場の状況が環境省令で定める技術上の基準に適合していると確認を受けた場合に限り、廃止することができます。